

水の森公園の一部（キャンプ場及び周辺施設）の指定管理者募集要項に関する質問及び回答

	質 問	回 答
1	「オンライン予約システムを導入する場合、システム手数料が高額としないものを検討すること」とあるが、システム手数料は市で支出するものでしょうか。 （仕様書P. 2 6. (1) ①）	システム手数料は指定管理料に見込んでいますので、指定管理者で支出してください。
2	指定管理業務における情報セキュリティ対策に関する特記仕様書第3第2項では、「電子計算機及び業務情報の取扱いにあたり、あらかじめ従事する職員を指名し、それ以外の者に取り扱わせてはならない」とありますが、オンライン予約システムを導入する場合、指定管理者以外のシステム運営事業者も利用者の個人情報を閲覧可能となるため、導入にあたって留意すべき事項や、市のほかの部局での実施例があれば教えてください。 （募集要項P. 14 別記2, 仕様書P. 2 6. (1) ①）	指定管理者以外のシステム運営事業者にも業務情報等を取り扱わせる場合は、必要最小限の共有範囲となるよう留意し、その取り扱い体制等について、あらかじめ市に報告してください。 また、オンラインのクラウド型システムを利用する際には、国内法の適用がされるものであること、暗号化対策が適切に行われているものであること、データが原則国内に保存されているものであること等を満たすことが推奨されます。 なお、他部局では、スポーツ施設、青年文化センター、市民センター等でオンラインによる予約申込を実施している事例があります。
3	オンライン予約システムの導入時期について、導入に向けた調整・協議に時間を要することも想定されますが、いつ頃を見込んでいますか。 （仕様書P. 2 6. (1) ①）	R8年度の予約開始時期（2月または3月）に合わせて、導入することを想定していますが、調整・協議に時間を要する場合には、この限りではありません。
4	光熱水費が不足した場合、追加請求することはできるのでしょうか。 （募集要項P. 2 I 4. (3) ）	光熱水費は、基本的には増額しません。 なお、設備更新等により光熱水費使用量の著しい変動が生じた場合には、市と協議してください。
5	「※指定管理者が申請者となる行為許可については、本市と事前協議を行うこと。」とありますが、具体的にどのような手続きになるのかご教示ください。 （仕様書P. 3 6. (3) ）	行為許可の申請内容（企画内容、利用場所、利用面積、利用期間、設置物等）について、事前に市と協議を行ったうえで、申請者（指定管理者）から指定管理者へ許可申請を行うこととなります。
6	行為許可の可否について、ガイドライン等はございますでしょうか？ （仕様書P. 3 6. (3) ）	都市公園内行為許可の取扱いに関する通知がありますので、業務にあたっては、通知に従って取り扱いいただきますようお願いします。